



りまする牛乳の不足払いといふものは四十一年度から実施に移すと、こういうことでござりますので、予算面においてはその準備的なものだけであるというような関係から、四十年度予算には計上されることになりますが、そう価格支持対策も講じようとしているわけでありますので、私は価格政策につきましても相当配慮をいたしたつもりでございます。ただ、価格政策は、生産政策あるいは構造政策のどちらかといふれば補完的な位置づけと、こういうふうに考えます。しかし、生産対策、構造対策というものが急速に実を結ぶというわけにはまいりませんから、価格政策を相当推進いたしませんと、農業、漁業、林業等、全体に対しましてまあびっこになるといいますか、跛行的になるようなことがありますので、価格政策には十分配慮をいたすつもりでなおひとつ考えております。

○伊藤頭道君 この本年度の予算をいまの要領で検討していきますと、どの項目も金額ではふえておるのでですね。どの項目もふえておりますが、この農産物価格安定対策費だけは昨年よりも二十億減つておるわけですね、金額においても、二十億低い百五十五億となっておるわけです。しかし、ほかにもあるじゃないかと、たとえば近代化資金の運用益を活用するためであって、単なる削減ということには当たらないと思うのですね。それと災害復旧費も三億減つております。これも同じ意味であって、單なる削減ではないということにならうと思うのですね。これはすでに造成した助成金の運用益を活用するためであって、単なる削減ということには当たらないと思うのですね。それと災害復旧費も三億減つております。これも同じ意味であって、単なる削減ではないということにならうと思うのですね。これはすでに造成した助成金の運用益を活用するためであって、単なる削減

家が非常に苦しい生活を送つておる。農産物の収入だけではなかなか生計が立たぬということについては前回申し上げたわけですから、豊かな

農村づくりということのいろいろな要素はありますけれども、やはり農産物価格安定をはかるといふことが最も大事な基本的な一つでなければならぬことになりますが、そう価格政策をひつついま一度解説していただきたい。

○政府委員(中西一郎君) 価格安定の予算でございますが、これは実はこの分類、締めくくりのしかたが多種多様でございます。そういう意味で、数字の取り方もいろいろ出てくるのでござりますが、われわれ通常やつておりますベースで御紹介申し上げますと、価格安定、それから青果物の指定産地の問題とか、生産安定事業、さらに所得確保のための大豆、なたねの関係、えさの需給安定、あるいは牛乳乳製品等についての畜産事業団のやつております仕事、米麦全部合わせて一まとめに申し上げますと、三十九年度は千百五十二億円でござります。四十年度は、審議願いました予算が千百八十四億、三十二億円ふえておるというふうに考えております。まあふえ方が少ないという感触はあるのでございますが、米麦等につきましては、年度の途中でいろいろ事情が変わってまいりますので、四十年度を過ごしてみた時点で振り返つてみれば、千百八十四億というのはさらに変わつてまいる数字であると考えております。ちなみに千百八十四億に対応いたします——農業基本法ができましたのは三十六年でございますが、そ

の前年の年三十五年の数字を申し上げますと、三百六十二億でございます。それが五年の年月の間にほぼ三倍、千百八十四億になっておる。まあ逐年価格政策には相当な重点を置いておる。いま申し上げました価格政策は、当然流通所得対策を含めて、次に法案自体にあります農林研修所について一、二お伺いいたしますが、この農林研究所の設置の理由とか研修計画、そういうものについて

○伊藤頭道君 それじゃ時間の関係もござりますから、農林関係予算については以上の程度にとどめ、次に法案自体にあります農林研修所について一、二お伺いいたしますが、この農林研究所の設置の理由とか研修計画、そういうものについて

○伊藤頭道君 いま一つ、食管会計の繰り入れを定めるに占める比重から見ると、昨年は三〇・六%であったと思うのですが、今年は消費税を値上げして、食管会計の独立採算を強め

○政府委員(中西一郎君) 御指摘の点でござりますが、この点はいかがでしょうか。農林予算の全体に占める比重から見ると、昨年は三〇・六%であったと思うのですが、今年は消費税を値上げして、食管会計の独立採算を強め

る政策をとった関係もあって、二九・六%以下がつておるわけであります。こういう食管会計の繰り入れにしても、こういうことが言えると思うのですが、この点はいかがでしょうか。農林行政を実施するに必要な法令上あるいは予算上等の知識または技術に関するもの、こういったことを研修内容といたします。また、研修対象人員でございますが、昭和四十年度の研修対象人員は約三千二百人、そのうち農林省職員は八百人でございますが、都道府県職員も研修対象員としておりまして、これが約二千四百人を予定しておるわけでございます。また、予算といたしましては、御審議をいただきまして、一千四百七十四万円を計上しております。組織とか定員でございますが、農林研修所の組織は、所長のもとに庶務課及び教務課の二課を置くと、こういうことにしておりまして、四十度の定員は九人でございます。計画といたしましては、四十一年度に編員十六人、こういう予定を立てておる次第でございます。

○伊藤頭道君 そこで、この研修所の職員の定数についてお伺いしますが、四十六人増員するようですが、この増員の理由は一体那辺にあるのかと聞いておる次第でございます。

○政府委員(中西一郎君) ただいま大臣から申し上げましたが、定員は四十度は九名でござります。所長が一名、庶務課長と教務課長これが一人ずつ。庶務課に庶務係長と經理係長を置きましたが、その下に係員が一人ずつつく。教務課は研修第一係と研修第二係、それに係長を置きますが、そのほか、係員を一人ずつという予定でござります。併任が一人ありますので、全部で十人が勤務するわけですが、定員としては九人でござります。来年度は、だんだん施設も充実してまいります。

さと、四十一年度ございますが、四十一年度は、それをさらに十六名程度にはふやさなければならぬのではないか、これはまだ確定ではございませんが、事務的な案としてそういう考え方を持つておるわけでございます。なお、四十六人というお話がございました。これは研修所だけでございませんですが、本省の関係で、植物ウイルスの研究強化あるいは植物防疫の業務の強化その他数項目ございますが、本省関係で四十三人の増員を予定いたしております。結果としまして、本省は三万三百二十八人に相なります。食糧庁の関係では、府務職員の集中管理、ただいまの四十三名の中にあるのですが、食糧庁から本省へ振りかえる分が二名、それからさらに、これも本省への振りかえですが、国際関係の事務の強化で食糧庁から十一名、その他生活改善、流通飼料対策などで、合計食糧庁から十七名を減じまして、本省のほうへ振り充てると、そのほか、林野庁で森林保険事務強化のために二名、水産庁で漁業取締船を新造いたしますその関係で、乗組員の十八人の定員増加を要する。そこで全部申し上げますと、本省で四十三名プラス、食糧庁で十七名のマイナス、林野庁で二名のプラス、水産庁で十八名のプラス、差し引きいたしまして農林省全体で四十六名の定員増を要すると、こういうことに相なつております。

前には朴大統領ですかが訪米を五月にする。それで日本に立ち寄ってそのときにつきめ、調印するというよう聞いておつたのでございますが、その後の報道によりますと、朴大統領は日本へ寄らないというようなことになつておられます。しかし、察するといいますか、たぶん五月の末ごろを予定しておるんじやないかと、こう思つておりますが、まだ具体的にいつごろという交渉には外務当局が入つておらないと思いますが、大体そういうふうではないかといふうにまあ私申し上げておきます。

○伊藤頭道君 今度の日韓交渉では、いわゆる漁業交渉については日本側としては絶対譲れないと、日本の利益を確保しなければならないと、こいつ一線できわめて重要な交渉であったと思うのですが、ところが、一般国民が受ける感じは、日本側はどうも譲歩に譲歩を重ねてきたんではないか。そういう印象があるようですが、大臣としてはこの交渉についてどのようにお考えになつておりますか。この点を明らかにしていただきたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 率直に申しますと、日本側の主張をあまり通し過ぎたとすることになると、韓国側で、現在騒いでいるようにたいへんな騒ぎを起こして、この問題の解決を挫折させるというようなことがあらうかと思いまして、私のほうでは控え目に発表といいますか、言つておりますから、この問題の解決を挫折させるというふうではこの交渉についてどのようにお考えになつたので、たいへん日本側は譲歩したように世間で受け取られておるかと思います。しかし、実際問題として譲歩したというような点は、まあ交渉をせましたし、あるいは日本のあの水域における漁獲量といいますからある程度ありますけれども、私どものほうではそれほど譲歩したということはなく、むしろ李ラインの撤廃ということも実現させましたし、あるいは日本との間に大きな水域における漁獲量といいますからある程度あります。濟州島の周辺につきましては、これは前から、去年の交渉のときに大体きめておつた線を踏襲する結果になりました。少し線を外側にずら

○伊藤頼道君　いま御答弁のうちに李ラインも撤廃されたし、そういう成果があがつたんだという御指摘ですが、これは新聞報道ではありますけれども、李長官は、今回の合意によつて李ラインは実質的に解消されることになつたといわれておるが、この点はどうなのかという記者の質問に對してこう答えておると報道しておるわけですが、「今度の漁業交渉を通じ日本側に誤解があるようだが、李ラインの撤廃には関係はないと考えている」と、そういうふうに答えておるわけですが、もしそうだとすると、大臣はいま李ラインは撤廃になつたんだと——日本側と韓国側とでまさしく食い違つておるわけありますが、これは非常に大事な問題でもあるのでこの際ひとつ明確にしていただきたい。

○國務大臣(赤城宗徳君)　李ラインというものは、私のほうでは不法不当なものとして認めさせてませんけれども、韓国側から見まするならば國內の二法律によつて設定されておるわけでござります。でございまするから、形式的にはその二法律を廢止しなければ向こう側としては撤廃ということには相ならぬと思います。しかし、私のほうから見れば、事実李ラインというものの中において専屬的といいますか、一方的に取り締まりをしたり、あるいは裁判の管轄をしたり、すなわち拿捕したり、抑留したりということをしておつたことが今度の協定ができ上がればやめることになりますから、そうしてまた領域といふものも遠いところでは百五十海里ぐらいまでが李ラインの線でございましたけれども、これを十二海里、國際先例等に従つた十二海里の専管水域内に縮小したといいますか、限定した。それ以外はすべて公海だ。そして公海自由の原則を守る。こういう内容になつておりますから、事実上李ラインといふものは協定ができ上がりければ撤廃される。また協

定ができ上がりませんでも、お互いに自肅しておられます。でござりまするから、この問題があつた点なども、これは専管水域の近辺で問題になつたことがあります。日本では専管水域には入らぬよう自肅さしておりますが、向こうでもいままであるところの李ライン内で拿捕というようなことはいたさないようにしてあります。でありますから、これは条約が——条約といいますか、協定が正式にでき上がれば当然なくなるわけでござりますけれども、協定が成立しなくとも、現在におきましても仮調印の趣旨に従つて両国とも進めていこうということをございますので、実質的にはなくなつておると、またなくなるというふうに考えられるのでござります。

○伊藤頭道君 そうだとすると、この大事な李ラインの問題を、日韓のいわゆる合意事項とか、あるいは共同コミュニケになぜその撤廃を明記されなかつたのかという問題が出てくると思うのであります。明記されおれば問題ないわけですが、その点はいかがですか。

○國務大臣(赤城宗德君) これは向こうも国会もありますし、でありまするので、出先におきましてやつぱり国公の審議も経ないうちにこれを形式的に撤廃というようなことは言えないと思いまするし、わがほういたしましても、向こうの国会までに口を出して共同コミュニケに書くと、いうようなことは差し控えなくやらぬ、こういうふうに考えましたので、その点は共同コミュニケにはうたいませんけれども、共同声明の中に実質的になくなるというような意味は御承知のように掲げてあるわけでござりますので、その意味におきまして繰り返し申し上げますように、実質的ではなくつてくる、こういうことだと私考えております。

○伊藤頭道君 そこで、農林大臣としても、日本漁民の従来の実績は確保すると明言してきましたし、また、それが貫かれたとしても、やはりこういうことの内容の具体的な明記さえあれば今後に問題ないわけでありますけれども、まあ先方にも





○伊藤頭道君 そうしますと、要検討というのは間違いで、賛成と解釈していいわけですね。

○政府委員(松島五郎君) そのとおりでございます。

○伊藤頭道君 次にお伺いいたしますが、補助金等の合理化についての臨調の改革意見が出されておるわけです。これに対しても自治省としてはどういう結論を出されておりますか。

○政府委員(松島五郎君) 臨調では、補助金の整理統合、一般財源への振りかえというような御意見も出ておりまして、その面におきましては、私ども臨調の御意見に賛成でございます。ただ、臨調の中でも、すべて國から地方団体に支出されますものをおわゆる補助金として一括して取扱つておりますけれども、私どもの考えております國から出でおります支出金の中には、國の義務として当然支出すべきものと、國が獎勵的な立場から支出するものとの二つの種類が大きく言つてあるのではないか、國が当然支出すべきもの、國が支出する義務を負うもの、こういうものについては、やはり負担金という概念を持ち、國が獎勵的な立場から支出するものは補助金という概念で整理をし、その上に立つて補助金がいかにあるべきかと、いうことを論ずるほうがより適切な制度ができるのではないか、かような考え方で、その部分については、しいて言えば反対ということになりますかと思います。

○伊藤頭道君 次にお伺いしたいのは、「公務員に関する改革意見」が出されておりますが、この中で「特別職と一般職の区分の再検討」という項があるわけです。この面に対する、臨調の改革意見に対する自治省の御意見を承りたい。

○政府委員(佐久間彌君) 原則的には臨調の御意見に賛成でございます。ただ、ここに私どもが出したのは、現在地方公務員法上公務員として包括をいたしておりますものの範囲につきましては、さらに明確にするように検討する必要がある、ということを申し添えたわけでございます。

○伊藤頭道君 次にお伺いいたしますが、高級公

務員の立候補の制限について、こういう臨調の改革意見が出されておりますが、これに対しても自治省としては、どういうふうにお考えでしようか。

○国務大臣(吉武恵市君) この件につきましては、いろいろと議論のあるところでござりますが、慎重に検討をいたしておるところでございますが、憲法問題その他等の議論もござりまするので、立法技術上いまのところ困難ではなかろうか、かようを感じておるわけでございます。

○伊藤頭道君 そうしますと、結論的には検討を要するというふうに解釈していいわけですね。

○国務大臣(吉武恵市君) さようでございます。

○伊藤頭道君 参考までに、人事院のこれに対する意見を調べてみましたところ、この臨調の意見に対する人事院としての考え方は、「選挙の公正と選挙の観点から、むしろ選挙制度の問題としても考慮すべき事項を考える」こういうことです。各省の高級公務員は、その地位を利用してたとえば参議院選挙の全国区に立候補すれば、わざわざめで有利であることは明白で、そこで、人事院が、選挙の公正という観点から云々と意見を出しておるわけですが、何とか除去しなければならぬ。具体的には一体どういう方向で改善をしなければならないのか考えておられます方向についてでもひとつお答え願いたい。

○国務大臣(吉武恵市君) 先ほど申し上げました

ように、高級公務員の立候補を制限するという問題につきましては、憲法上等の議論もございまして、ちょっとこれは取り上げかたいというところ

でございます。しかし、その公務員が地位を利用されてやるということは、これは好ましいことじやないませんので、先般この制限を行なってお

りますが、しかし、これに關係いたしまして、

ほど申しましたように、立候補の制限になります

ので、憲法上疑義があるということで、慎重な検討を要するということを申し上げておるわけであります。

○伊藤頭道君 ほんとうに立候補の制限を

設けずれども、何らかの制限をしなければ選挙の公正を期しがたいことだけはもう明確だと思います

と思うのです、どなたがどう考へても、こういう

点に対してひとつ自治大臣としての御所見を承

ておきたいと思います。

○国務大臣(吉武恵市君) この点は選挙制度審議会等でも議論になつたところでございますが、先

ほど申しましたように、立候補の制限になります

ので、この問題は、立候補の制限を設けること

状況でございます。

○伊藤頭道君 臨調の改革意見を「現職の公務員が、近い将来国会議員の選挙に立候補する意図としては、どういうふうにお考えでしようか。

○国務大臣(吉武恵市君) この件につきましては、立候補をいたしておるところでございますが、憲法問題その他の議論もござりますので、立

法技術上いまのところ困難ではなかろうか、かよ

うに感じておるわけでございます。

○伊藤頭道君 そうしますと、結論的には検討を要するというふうに解釈していいわけですね。

○国務大臣(吉武恵市君) さようでございます。

○伊藤頭道君 参考までに、人事院のこれに対する意見を調べてみましたところ、この臨調の意見に対する人事院としての考え方は、「選挙の公正と選挙の観点から、むしろ選挙制度の問題としても考

慮すべき事項を考える」こういうことです。各省の高級公務員は、その地位を利用してたとえば参議院選挙の全国区に立候補すれば、わざわざめで有利であることは明白で、そこで、人事院が、選挙の公正という観点から云々と意見を出しておるわけですが、何とか除去しなければならぬ。具体的には一体どういう方向で改善をしなければならないのか考

えます。したがつて、これは選挙法にも非常に重点が置かなければならぬと思いますけれども、こ

れども、にもかわらず、なお弊害が除去され

ていないと、ということに問題があらうと思うので

す。したがつて、これは選挙法にも非常に重点が置かなければならぬと思いますけれども、こ

れども、にもかわらず、なお弊害が除去され

ていないと、ということに問題があらうと思うので

す。したがつて、目下のところは困難であるとい

うふうに考へるのですか。

○国務大臣(吉武恵市君) そういう議論は選挙制

度審議会等におきましても議論にはなつておった

のでござりますけれども、先ほど申しましたよ

うに、やはり立候補するという基本的な問題を法

律で制限をするということになります。という

と、これはいろいろ問題があらうかと思いまして、したがつて、目下のところは困難であるといふふうに考へるのですか。

○国務大臣(吉武恵市君) そういう議論は選挙制度審議会等におきましても議論にはなつておったのでござりますけれども、先ほど申しましたように、やはり立候補するという基本的な問題を法律で制限をするということになります。というと、これはいろいろ問題があらうかと思いまして、したがつて、目下のところは困難であるといふふうに考へるのですか。

○伊藤頭道君 まあ現実の問題としても、たとえば防衛省とかあるいは郵政省にこれに該当する例が現実にあるわけですね。しかし、いまの規制ではそこまでいつてないわけですから、これが不適法とかなんとかいふことは、當たらぬと思います

と、これはその地位を利用して云々の問題ですが、要はその地位を利用して云々の問題ですが、

これはなかなか判定はむづかしいと思う。いわゆ

るその地位にあつて離職前に地方を回ると、これ

は考えようによると職務に忠実という面が出てく

るし、考えようによると、その地位を利用して事

前運動ということもなるわけで、非常に微妙な問題がそこに介在しておるので、判定が非常にむ

ずかしい問題となるわけですね。しかしながら、いま私が申し上げたように、離職直後の選挙には立候補できないと、たとえばそういう方法ならこ

れは問題ない、こういう方向で自治省としても今

いま私が申し上げたように、離職直後定期間なお具体的に言えば、たとえば離職後一定期間

ではなくして、この臨調の意見に対しても自治省と

しても検討を要するという問題の一になつておる。すこひらの意見と相反する意見は

毛頭ないわけです。ただ、そういう前向きの姿勢でひとつ今後十分この問題を、もちろん自治省だけの問題ではありませんけれども、非常に関係の深い省でありますので、こういう点についての大臣のお考えをこの際お聞きしておきたいと思うのです。

いう点も議論になつておるところでござりまするので、目下のところは憲法上の問題等もございまして、はなはだ困難であろうかと思つておりますが、なおこれは検討を要する問題と、かように存じております。

○伊藤頸道君 次にお伺いしたいのは、労使関係と労働基本権の問題について臨調は改革意見を出しておるわけです。これに対する自治省のお考えはいかがですか。

○政府委員(佐久間彊君) この問題につきましては、非常に根本的な現在の労使関係全般に影響する問題でございまして、公務員制度全般の問題といいたしまして慎重に検討を要するという考え方でございます。

○伊藤顯道君 そうしますと、要約すれば、さら  
に今後検討を要するということのお考えですか。

○政府委員(佐久間謹君) さようでござります。  
○伊藤頭道君 この政府と公務員との間の問題で  
ては、二三はうつぱり日正理釋と信頼、その二二に

すが、これはやゝに構工理解と信赖。その上に立たなければなかなか公務員の能率向上は期しがたい、これはもうはつきりしたことだと思ふので

すが、そのためにはどうしたらいいかという問題にならうかと思うが、やはり労使は相互理解の上

に立つてお互に信頼し合う、こういう前提に立つて初めて公務員の能率を向上し得る、これは

一つの動かすことのできない原則だと思うのですけれども、さて實際にはどうか、この点大臣としては、どういうふうにお考えですか。

よう存じております。

勤務条件の改善とか人事管理の基準、こういう事な問題について、當時やはり労使が意見を交する慣行を制度化するということも非常に意味があることだと思うのですが、そういう考え方につと、原則として労働基本権を認めるべきではあるが、こういうことにならうと思うのです。この点はいかがですか。

権を認めるということになるわけですねしかし、心配なさらないでいい。ここで大臣にひとつ認なさいと、そんならそういうふうに答弁してほしいということは、ここでは言いません。やはりきい問題ですから、十分今後検討を要することは思いますが、そういう方向で努力すべではなくらうかと、こういう考え方に対しても考えはいかがかということを伺っているのです。

○伊藤顯道君 私がお伺いしているのはこういう意味でお伺いしたわけです。先ほどもお伺いしたように、まず国家公務員の賃金は、人事院の勧告が内閣及び国会に出され、政府はこれを実施する場合は、法案化して当内閣委員会で審議される。そしていい悪いは別として、これが国家公務員の給与がきまつた場合に、地方公務員については公平の原則でこれに準じてやると、こういう形式

考え方で臨んでいるわけでございます。

○國務大臣(吉武憲市君) それは労働基本権といふ問題とも関係があるかもしれません、そういう問題と別に、やはり相互信頼の関係というものは、これは必要なことであり、また進めるべきである、かのように存じております。

○伊藤顕道君 これは労働基本権に関係あるかもしれないが、たいして関係ないような御意味の御答弁でございましたけれども、やはり相互信頼、そして信頼し合うというような、常に話し合いの場を持たないと、そこまでなかなか進んでいかないと思うのですね。お互いにお互いの意思を十分通じさせるためには、やはり常にそういう労使はお互いに話し合いの機会を持つ、こういう点はいかがですか、話し合いの場を常に持つとい

○國務大臣(吉武惠市君) けつこううなことだと思ふことは。

うのでありますか、それは権利であるとか、義務であるとかいう問題ではなくて、実際上そうなつ

でいくことが嬉しいことであるが、やはり有りておられます。私どもは自治労の方と、会いたいと言えどいつでも会ってお話をすしばら話を聞く、

別に法律にどうこうというものはございませんけれども、話し合つておるようなわけでございます。

○伊藤顯道君　當時にお互いの意見を交換し合  
う、これはたいへん大事なことだと、そこまでお

認めになつたわけですから、今度はその當時に話し合いをする慣行を制度化するということになる。これは労働基本権の問題にならうかと思うのですね。そこで、ここでまた大臣にそういう前提に立つと、これをせんじ詰めると、結局労働基本

考え方で臨んでいるわけでござります。

うと尊重する。さてこれを具体化して、具体的な問題になると、少しも励行されていない。臨時行政調査会の答申に対する意見も同じことです。給与に対する政府の考え方と同じこと。そういうことになると、政府の尊重するということばの価値は那邊にあるのか、われわれは了解に苦しむわけです。われわれが尊重すると言うのは、もうそのとおり、文字どおり、尊重するというからには、その本旨において尊重すると言う以上、これを具体化する場合もこれを尊重されなければならないわけです。こういう点で政府の尊重するというわけです。この点で政府の尊重するといふからには、そのことばには非常に解しがたいものがあるといふ意味でお伺いしておるわけなのです。これはまあ自治省だけがそうやっておるということでは毛頭なくして、現在は各方面でみな書うところの尊重という意味はそういうあいまいもこととしておる。原則においては尊重しますと発言するけれども、具体化になると少しもこれが尊重されていない。こういう現実をどう見られているかという意味でお伺いしているわけです。重ねてお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(吉武恵市君)

お話しのように、私どももできるだけ尊重をしていくべきで

あると考えております。しかしながら、実は御承知かと思いますが、今日地方団体の財政は非常に苦しい状況でござります。しかも人件費の占める割合は、全体から見ましても三兆六千億の地方財政

の規模のうちで給与費だけで一兆三千億をこえるというような状況でござりますから、ベースアップだけでも四十年度は前年度に比べて財政規模の四千八百億の増のうち、千八百億がつまり給与の増に使われるという状況であります。したがいまして、なかなかむずかしい中をできるだけ尊重して、なにかと申しますと、昨年は一ヶ月早めたわけでございます。財政がだんだんと豊かになりますればそのような時期が来るかと思いますけれども、そういう関係でござりますので、やむを得なかつたということを御了承いただきたいと存じます。

○伊藤頭道君 地方財政のきわめて困難な事情は

よくわかるわけです。そこで、いま私は自治省の態度を責めているという意味で伺っているわけではないでござります。やはり繰り返し申し上げるように、国家公務員の賃金がきまらぬと地方公務員の給与もきまらぬわけです。国家公務員の賃金がきまれば公務員公平の原則で、ほとんど横すべりでできます。しかし、そのもとになる国家公務員の実施の時期がずらされているわけです。にもかかわらず、それならば地方公務員だけせめて勧告どおりやらないかということを言っているわけじゃないんです。やはり公平の原則はどこまで

も公平の原則であって、いわゆる人事院は国家公務員について勧告しているわけですから、國家公務員の給与がきまつて初めて地方公務員の給与がきまる、こういう現実があるわけですから、そこであえてお伺いしているのは、そういう前向きの姿勢でいわゆる閣僚の一員として今後そういう方向で努力してほしい。そういうことであえて大臣のお考えをお伺いしたわけです。

○國務大臣(吉武恵市君)

その意味では、私はで

きるだけ尊重していきたいという感じを持っておりました。

○委員長(柴田栄君)

ただいま委員の異動がございましたので御報告いたします。源田実君が委員を辞任され、その補欠として平島敏夫君が選任されました。

○伊藤頭道君 本法案に關連して二、三お伺いいたしますが、まず、順序としてお伺いしたいのは、この行政管理委員会設置の問題と臨時行政調査会の行政改革に関する意見との関連についてその面からまずお伺いしたいと思います。

御承知のように、臨時行政調査会の意見においては、行政監察に民間の意見を導入し、その機能を強化する。そうしてあわせて行政制度及び行政運営の改善に関する重要な事項を検討させる、こういうためにこの行政管理委員会を設置する必要がある、そういう提案理由の説明の趣旨であるわけです。そこで、このことについてまずお伺いいたしますが、臨時行政調査会は

行管に監理委員会を置くようにとは一言半句も言っていないわけですね。総理府本府と行管とを統合して、新たに総務庁を設ける。そうしてこの総務庁に行政管理委員会を置くように、こういう趣旨で勧告しておられます。

○伊藤頭道君

御説明ではござりますけれども、

私はともしても行政監理委員会を設置することが、行政改革の面に役立つということに反対しておるわけではない、いささかも行政監理委員会の設置には反対してないわけです。ただ行管が臨時行政調査会の行政改革に関する意見に対して、あくまでもこれを尊重するという態度をどこまでも貫くというのであるならば、まずその勧告どおりに総理府本府と行管を統合して、総務庁をつくって、その総務庁に行政監理委員会を設置する、こうい

て本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願います。

○委員長(柴田栄君)

次に、行政管理委員会設置法案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聽取らせておりますので、これより質疑に入ります。

○伊藤頭道君 本法に關連して二、三お伺いいたしますが、まず、順序としてお伺いしたいのは、この行政管理委員会設置の問題と臨時行政調査会の行政改革に関する意見との関連についてその面からまずお伺いしたいと思います。

○伊藤頭道君

御説明ではござりますけれども、

私はともしても行政監理委員会を設置することが、行政改革の面に役立つということに反対しておるわけではない、いささかも行政監理委員会の設置には反対してないわけです。ただ行管が臨時行政調査会の行政改革に関する意見に対して、あくまでもこれを尊重するという態度をどこまでも貫くというのであるならば、まずその勧告どおりに総理府本府と行管を統合して、総務庁をつくって、その総務庁に行政監理委員会を設置する、こうい

出しておるわけですね。したがつて、本筋からいえば当然そなへなければならぬわけです。ものには順序があるわけですか。したがつて、行政監理委員会の設置にはいささかも反対してないわけです。ただ、だからといって臨時行政調査会は、行政管に行政監理委員会をつくりなさいとは一言も言つてないわけですから、順序としては、当然に言つてないわけですね。しかし、行政監理委員会が行政改革の面に非常にプラスになると、こういう考え方には変わりはないわけです。そのところはどうもおかしいではないか。長官の御説明によると、行政監理委員会というのは行政改革に對して役立つものだから、本旨はそこにあるんだからどこへ置いてもいいんじゃないのか、総務庁以外に置くとすれば行管だ、それは総務庁のできる前に——まだないわけですから、総務庁といふものは——だから置くとすれば行管に置く、こういうこともわかるわけですが、ほかにはないわけですから。しかしながら、あくまで臨調の意見をそのまま尊重するという態度をくずさないなら、少しでもこれをくずせばそういう意見も成り立つわけですから、そのまま尊重するというたてまえに立てば、繰り返し申し上げるよう、総理府本府と行管を統合してます総務庁を置くべきではないか、これを本筋からお伺いしておるわけなんです。この点についてひとつ御解明をいただきたい。

○國務大臣(増原恵吉君) 御指摘の点はそれはもうそのとおりでござります。そのとおりでござりまするが、さつきも申し上げましたが、ただ総理府の行管を統合して、総務庁を置くということでは、臨調の趣旨、大きいねらいというものは、十分に生きてこないわけでございます。やはり内閣府をつくり、総務庁を置くという形まで、やはり尊重し、その線に沿つて検討をいまいたしておるわけですが、なかなかこれは率直に申して早急

に実現をしてこの国会に法案を提出するという段取りには至らなかつたわけでございます。そこでまあいわば次善の策にすぎませんが、次善の策としてものを考えますると、やはりこの行政監理委員会といふものは、行政機構の改革なり運営の改善を推進する、民間の意見を導入して推進するものとしては、やはり早急につくることが適當であろうと、これはその趣旨は御賛成を願つておるようでございます。つくるとしますると、この内閣府及び総務庁ができるまで待つということをしないでつくるということがよろしいとわれわれは判断をしたわけであります。そういう判断に立ちますと、現在の状態のもとでは行政管理庁に置くことがよろしいしかし、その趣旨を十分生かさずするためには、いま、御承知のとおり、この委員は両議院の承認を得るという重い措置をとるし、この監理委員会は所管する事項に関しまして、必要があらば直接内閣総理大臣に行管長官を通して意見を述べることができるという形をとり配慮はそうした点では十分に考えておる。御指摘のように、内閣府をつくり、総務庁をつくってやるべきものであることはそのとおりでございます。なかなかそれが急にはいかないという場合の次善策としては、やはりこの形で行管に置くことがよろしい、こういう結論に達した、まあそういう趣旨であるわけでございます。

能を合わせて、さらにこれを強力なものにして、そうして政策決定とか、一国の予算編成に反映させようという臨調のねらいはそこにあるわけです。その総務庁に行政監理委員会を設けて初めてその目的を達し得る。こういうところに臨調のねらいがあろうと思うのですね。いま次第の策として、行管にこれを設けるということの御説明があつたわけですけれども、それは次善の策といふのはどういうものかとお尋ねした際、そういうお答えがあれば理解できるわけですけれども、臨調のねらいとするところはもつと大きいのですね。一国の政策あるいは予算編成にまで反映させようという、そういう強力なものを臨調はねらつておるわけです。そういう強力な総務庁に行政監理委員会を設けてはじめて機能を十分達し得るところが、この臨調のねらいであると思ふのですけれども、この点は私の考え方と間違つておれば別でありますけれども、臨調のこの改革意見を見ますと、そういうふうに受けとめられるわけですけれども、この点はいかがです。

○伊藤顕道君　この行政監理委員会法はごく最近次善と申したわけであります。そういう結論に達してそれを国公に提出されたわけですね。これは行管としてもっと強力にこの行管に行政監理委員会を付置するという不動の姿勢でこの問題に取り組んでくれば、行管にとってきわめて大事な法案ですかから、これは当然会則の初めに提案してしかるべきなのに、いまごろ、と言つてはおかしいですが、もうだいぶん進んできて、残りわずかになつたこの時点でこういう大事な法案を出されるということは、はなはだ了解に苦しむわけです。これは那辺にその事情があつたか、これもお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(増原恵吉君)　最初、臨調の答申を受けて総括的な検討をやりました段階から、何といいますか、大ざっぱに、直観的に、この行政監理委員会は早く具體化をしてこの国会に提出をしたといふふうに考えたわけですが、さらに具体的に各項目を検討する、これは行政改革本部でその措置をとつたわけでございます。具体的に検討を進めていき、各省それぞれの分野で検討を進めてもらう段階になりまして、具体的に行政改革本部で全体の問題を取り上げて、さらにこれを具體化する進行作業をやつたわけですが、行政改革本部で取り上げる段階で御承知のように、新しい委員会であり、きわめて内容において重要な委員会でありますので、なかなかに論議が出来まして、その段階で相当の日数を費やし、さらにわれわれの現在の立場において自由民主党の、意見というのも、これを聴取をするという経過をとりますので、その段階でも審議に重要なものでありますので、若干の日数を要して、今日に及んだ。たいへんおくれてきたことは申しわけないし、残念に思っておりますが、なお相当の余日もあることのございます。十分御審議をいただきまして御賛成をいただきたいかように考えるわけでござ

۱۷۹

○伊藤顯道君 この行政監理委員会を行管に設置するという問題を離れて考えてみても、今度の臨時行政調査会の改革意見に対する各省庁の意見ですね。こういうものをおおよそまとめてみるとこういうことが言えるわけですね。たとえば行管については、いま関係のある面でいうと、總理府本府と行管を統合すると、ということになると、行管という名称はなくなってしまうわけですね。總務厅となる。発展的に解消するわけです。しかし、これは廃止とか縮小ということではなく発展的解消だからこれは大所高所から見れば進んで強力に推進めるべき筋合いのものだと思うのですけれども、それからしたがつてどうも總務厅をいますぐつくることにはどうも気が向かない。各省庁の意見を見て、たとえば機構を拡大するということにはみな賛成しておるのです。例外なく。それから機構を縮小するという方向の面を見ると、各省庁あげて反対だ。こういうことは総括的に言えると思うのです。これはどの省とかどの庁といふことでなく、総括的にそういう把握はできるわけなんです。そこをひとつ行管が押し切つていただかない、各省庁がみんな自分の省庁に割拠して、少しでも大きくなるところには賛成で、少しでも縮小ということにはもうあくまで反対しておるわけだ。こういうことはなかなか行政改革は、口に言うべくしてなかなか実現できないのじゃなかろうかと思うのです。やはり自分の省が少し縮小されることであっても、いわゆる日本全体から前向きの姿勢で拡大できるという面については、たとえ自分の省が少し縮小、廃止される問題でも大らかな気持ちで島國根性を捨てて賛成すべきだ。なんです。こういうことでは私は行政改革などともかかわらず、ほとんど例外なく拡大については賛成、機構の縮小については反対、こういうことが各省庁の意見を調べた結果総括的に言えることなんです。こういうことでは私は行政改革などとも大きな仕事はどうてい実現できない。しかも臨時行政調査会が、かつてないあれだけの大規模な、そうして長い日数を要して、しかも当内閣委員会

員会で公則までもさらに延長して慎重審議をやつてきた。さてその改革意見が出された、前の池田内閣も、これを引き継いだ佐藤内閣も、あくまで改革に関する改革意見に対しても各省庁の意見は繰り返し申し上げているように、どうも口には尊重々々というけれども、今言つたように、自分の省に利益のあるものだけは賛成、不利益と思われる部分については反対、もしくは反対の意を含めた要検討と、そういう表現で意見を出しておるわけです。こういうことではなかなかもつて行政改革はできないのではないか、こういうことを憂慮するあまりお伺いしておるわけなんであります。この行政監理委員会が行政改革の面に役立つ、こういうことよくわかるわけです。だから反対じゃないので、賛成しておる、しかし、これほどの臨時行政調査会の改革意見すらなかなか実現できないのに、行管に付置される行政監理委員会が行政改革について効果をあげ得るだろうかといいう憂いを持たざるを得ないわけですね。こういう基本的な問題が当然各省庁の意見を通して総括的に言えることばだと思うのですね。この点についてひとつ解明していただきたいと思います。

討の結果、總論十六項目にわたる答申を出してもらつたということになるわけですが、これを具體化するという段になりますと、まことに御指摘のとおりで、機構が縮小し権限が縮小するような問題については、なかなか賛成をしない、これはしかし、官僚がしないだけではありませんで、関係ある国会の諸先生も、まだ非公式ではございますが、そうした官僚の態度に同調をされる方が少なくないという状態でございます。したがいまして、これは政府としてもよりしっかりしたイニシアチブをとつて断固改革をやるという姿勢をとることが一番でございます。これは答申を受けました池田内閣においても、現在の佐藤内閣においても、その趣旨をはつきり鮮明をいたしておるわけでございます。そしてその具体化を、行政改革本部を通してやろうということでござりまするが、しかし、いつもこのことでありまする機構の整理縮小等についても、これになかなか端的に賛成をいたしかねるという空気は、やはり牢固としてあるわけであります。これを政府として、あるいは当面の行政管理庁として、しっかりとくずしていかなければならぬということであるわけでござりますが、そうした政府自体の決意と努力に、やはりこれを支援、推進をしてもらうものがあることがまことに望ましいのであります。

臨調答申というものを実現する意味での推進役を強力にやってもらう。もとより主体性は、政府、行政管理庁等にあります。これは一生懸命やることは当然であるが、その推進の役をここにひとつ期待をしよう、こういうわけでございます。

○伊藤頭道君 いろいろ御説明があつたわけですが、これども、これは見方によると、臨時行政調査会というの、ああいう大規模で各方面にわたって広範な機構についての意見を出しておる、これはいい悪いは別としてなかなかすぐには実現できない面もあると、そういうことで、それはある意味においては臨時行政調査会、あまりにも大きな、大規模なものであったから、行管の中にひとつそれを縮小したような、できる面からひとつ行政改革をやっていこうということで、それで行政監理委員会を設置して、あまり大きな、たとえば行管と総理府本府のそれと統合する、そういうことはちょっと手がつけかねるから、できる問題からやろうと、そういうねらいもあって、まず臨時行政調査会を、先ほどの延長の面もあるとおっしゃつたのは、そういう意味も、ある意味からすると解釈することができると思いますが、そういう意味はないのですか。

○國務大臣(増原恵吉君) そういう意味はあります。全体的な、基本的な問題はやりにくいから、まあ比較的軽微な問題をやるために、その推進役の行政監理委員会を設けようという趣旨はございません。しかし、もとより臨調と同じものではございませんから、包括的に、さらにまた行政機構改革なり運営改善を包括的にここで審議してもらおうということではないのですが、しかし、基本的なものをはずす意味はありませんから、たとえば内閣府をいよいよ実現して、その中に現在の官房をさらに何と申しますか、機構改善をし、総務庁を置くという問題についても、われわれが政府あるいは行政改革本部という立場で検討をする際に、やはりその推進という基本的な問題についても推進の役をやり、ここに期待をしたい。もとよりそういう大きいものであれば、ここに必ず



人外百二十一名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六三九号 昭和四十年四月二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡岩間町大字市野谷 四一七 美留町昇外六百三十五名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四〇号 昭和四十年四月二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町大字内島見 川崎吉次外三千三百二十三名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四一号 昭和四十年四月二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

紹介議員 郡祐一君 小柳牧衛君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四二号 昭和四十年四月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四三号 昭和四十年四月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(九通)

請願者 三重県一志郡美杉村八知六、六〇 四藤田太郎外一万三千三百三十

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四四号 昭和四十年四月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

紹介議員 郡祐一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四五号 昭和四十年四月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 茂留町昇外六百三十五名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六五〇号 昭和四十年四月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 井野碩哉君	羽場梅次郎外千二百五十名
請願者 新潟県燕市大字八王子三、一四〇	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 佐藤芳男君	川崎忠二外百五十九名
請願者 佐賀県島栖市村田町二三七	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 佐市外一万四千七百九十六名	中村
紹介議員 錦島直紹君	旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 佐賀県島栖市村田町二三七	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 佐藤芳男君	旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈	宮田薰外千六百五十四名
紹介議員 劍木亨弘君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町大字牛隈二七	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 一中島寛外六百六十三名	中島寛外六百六十三名
紹介議員 劍木亨弘君	旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県小諸市丙一五	山下三代藏
紹介議員 木内四郎君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 外千三百十一名	外千三百十一名
紹介議員 劍木亨弘君	旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県小諸市丙一五	山下三代藏
紹介議員 木内四郎君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 木内四郎君	旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県小諸市丙一五	山下三代藏
紹介議員 木内四郎君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 木内四郎君	旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 東京都新宿区市ヶ谷仲ノ町五七	山田鉄二郎外三百九十四名
紹介議員 下村定君	本初太郎外二百二十五名
紹介議員 木内四郎君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 木内四郎君	旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)
請願者 東京都新宿区市ヶ谷仲ノ町五七	山田鉄二郎外三百九十四名
紹介議員 下村定君	本初太郎外二百二十五名
紹介議員 木内四郎君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 木内四郎君	旧軍人等に対する恩給に関する請願(九通)
請願者 愛知県海部郡美和町大字金岩一三	五愛知県海部郡美和町大字金岩一三
紹介議員 鈴木葆保外九千百八十五名	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 柴田栄君	武田静雄外四百二十四名
紹介議員 大野木秀次郎君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 木内四郎君	旧軍人等に対する恩給に関する請願(二十八通)
請願者 山口県下松市河内二、〇〇三	伊藤晃外一万八百九十六名
紹介議員 二木謙吾君	旧軍人に対する恩給に関する請願

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六九九号 昭和四十年四月八日受理  
旧軍人等に対する恩給に関する請願  
請願者 神奈川県高座郡座間町座間二、一

紹介議員 源田 実君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七〇〇号 昭和四十年四月八日受理  
旧軍人等に対する恩給に関する請願  
請願者 福岡市清川三ノ一五街ノ九号 北  
島篤外千七百七十五名

紹介議員 龜井 光君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七〇一号 昭和四十年四月八日受理  
旧軍人等に対する恩給に関する請願  
請願者 埼玉県児玉郡児玉町上町 鈴木精  
一外三千六百二十二名

紹介議員 上原正吉君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七〇二号 昭和四十年四月八日受理  
旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)  
請願者 京都府宇治市宇治町三八ノ二 柿木  
貴一外三千八百十一名

紹介議員 植木光教君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七〇三号 昭和四十年四月八日受理  
旧軍人等に対する恩給に関する請願  
請願者 東京都武藏野市吉祥寺北町ノ二三  
ノ一〇 高橋貞十郎外百七十一名

紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七〇四号 昭和四十年四月八日受理  
旧軍人等に対する恩給に関する請願  
請願者 北村 嘉君

請願者 烏取県倉吉市余戸谷町一、九八二  
木原喜喜外千六百九十二名

紹介議員 仲原善一君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。  
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願  
(九通)

第一六三一号 昭和四十年四月二日受理  
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願  
請願者 島根県浜田市松原町三〇一 大川  
忠美外四十三名

紹介議員 北村 嘉君  
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。  
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願  
請願者 島根県浜田市黒川九八〇 佐々木  
俊幸外四名

第一六四六号 昭和四十年四月三日受理  
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願  
請願者 島根県浜田市黒川九八〇 佐々木  
俊幸外四名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。  
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願  
請願者 島根県浜田市黒川九八〇 佐々木  
俊幸外四名

第一六四六七号 昭和四十年四月三日受理  
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願  
請願者 佐賀市赤松町中館七九 長瀬正二  
三外百三十四名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。  
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願  
請願者 佐賀市赤松町中館七九 長瀬正二  
三外百三十四名

第一六六五号 昭和四十年四月六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願(三通)  
請願者 福岡市田島六二〇公務員宿舎二ノ  
一一 西田正外三十九名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。  
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願  
請願者 島根県浜田市長浜町一、一二八  
桃木俊照外四名

第一六六六号 昭和四十年四月六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願(三通)  
請願者 福岡市香椎新浜町二区一組 中森  
一誠外四十五名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。  
法務局職員の一万名増員に関する請願  
請願者 千葉県安房郡長狭町小町一二九  
千葉昭外九十九名

第一七〇六号 昭和四十年四月六日受理  
法務局職員の一万名増員に関する請願  
請願者 北村 嘉君  
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。  
第一六七六号 昭和四十年四月六日受理  
法務局職員の一万名増員に関する請願(三通)

第一六七七号 昭和四十年四月六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 福岡市香椎新浜町二区一組 野村孝文  
外二十名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 福岡市香椎新浜町二区一組 野村孝文  
外二十名

第一六八五号 昭和四十年四月七日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 福岡市千早一ノ四九 松田公扶外  
一馬外百三十四名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 福岡市千早一ノ四九 松田公扶外  
一馬外百三十四名

第一六八六号 昭和四十年四月七日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 有山兼孝外八十九名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 名古屋市千種区御器町二ノ四七  
草薙隆圓君

第一六九三号 昭和四十年四月七日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 北海道函館市柳町五 吉村克二外  
六十三名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 北海道函館市柳町五 吉村克二外  
六十三名

請願者 福岡市下高宮七三 森延光外三十  
名

紹介議員 米田 正文君  
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 愛知県刈谷市高須町乾五一 加藤  
初坂外六十三名

第一六七九号 昭和四十年四月六日受理  
法務局職員の一万名増員に関する請願(二通)  
請願者 島根県大原郡加茂町大字立原  
松真外百十八名

紹介議員 北村 嘉君  
この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。  
請願者 愛知県刈谷市高須町乾五一 加藤  
初坂外六十三名

第一六八〇号 昭和四十年四月六日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 佐賀県多久市北多久町勘原  
井手  
一馬外百三十四名

紹介議員 杉原 荒太君  
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。  
請願者 佐賀県多久市北多久町勘原  
井手  
一馬外百三十四名

第一六八五号 昭和四十年四月七日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 福岡市千早一ノ四九 松田公扶外  
十二名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。  
請願者 福岡市千早一ノ四九 松田公扶外  
十二名

第一六八六号 昭和四十年四月七日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 有山兼孝外八十九名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。  
請願者 有山兼孝外八十九名

第一六九三号 昭和四十年四月七日受理  
国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 北海道函館市柳町五 吉村克二外  
六十三名

紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。  
請願者 北海道函館市柳町五 吉村克二外  
六十三名

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六九四号 昭和四十年四月七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 岐阜県各務原市那加雲雀町三七  
紹介議員 古池信三君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六九五号 昭和四十年四月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町石崎三九  
井口定男外三十四名  
紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十一年四月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願  
請願者 長野県松本市北源地一、三一九  
池田雄一郎外十八名  
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六八九号 昭和四十年四月七日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(二通)  
請願者 福岡市曙町二ノ三六公園アパート  
七三三号 小川良助外一名  
紹介議員 伊藤顯道君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

五 一 終わ ら りかわ 何から 何かから

第十一号中正誤

ヘシ 段行 誤 正

四 一 終わ ら りかわ 伊藤達夫君 佐藤達夫君

八 三 五 高校率 高校卒

第十二号中正誤

ヘシ 段行 誤 正

三 三 一 出発 出先

第十三号中正誤

ヘシ 段行 誤 正

六 四 終わ ら りかわ やわらない やわらかい

七 三 二 いたい したい

六 四 一 厚生者 厚生省

八 二 終わ ら りかわ と及ぼす に及ぼす

九 三 一 あるに あると

九 三 二 へ 如まる 始まる

九 三 三 へ 痘病 痘病

ヘシ 段行 誤 正

二 一 りかわ 他方 地方

二 一 りかわ 長は 長い

二 一 三 聞て 聞いて

二 一 一 研究 研究所

三 二 四 終わ ら りかわ 批判を 批判も

三 一 三 末 連帯 運営 一致と

ヘシ 段行 誤	ヘシ 段行 誤
三 四 終わ ら りかわ 先駆車	三 四 終わ ら りかわ 先駆車

ヘシ 段行 誤	ヘシ 段行 誤
二 二 八 府政 政府	二 二 八 府政 政府
四 六 恩結 恩給	四 六 恩結 恩給
七 二 七 ついてき ついて申し	七 二 七 ついてき ついて申し

ヘシ 段行 誤	ヘシ 段行 誤
二 一 りかわ 他方 地方	二 一 りかわ 他方 地方
六 四 二 長は 長い	六 四 二 長は 長い
八 一 三 聞て 聞いて	八 一 三 聞て 聞いて
二 一 一 研究 研究所	二 一 一 研究 研究所

ヘシ 段行 誤	ヘシ 段行 誤
二 一 りかわ 他方 地方	二 一 りかわ 他方 地方
六 四 二 長は 長い	六 四 二 長は 長い
八 一 三 聞て 聞いて	八 一 三 聞て 聞いて
二 一 一 研究 研究所	二 一 一 研究 研究所

ヘシ 段行 誤	ヘシ 段行 誤
二 一 りかわ 他方 地方	二 一 りかわ 他方 地方
六 四 二 長は 長い	六 四 二 長は 長い
八 一 三 聞て 聞いて	八 一 三 聞て 聞いて
二 一 一 研究 研究所	二 一 一 研究 研究所



昭和四十年四月二十七日印刷

昭和四十年四月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局